

新潟市私道災害復旧支援事業補助金交付要綱

令和6年2月1日制定

令和6年2月27日改正

(目的等)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（これに伴う余震を含む。以下同じ。）で被災した私道について、私道災害復旧支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、生活再建等に向け迅速な原形復旧を支援し、被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金（以下「私道災害復旧支援事業補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 公簿上の地目にかかわらず、個人又は民間団体が所有・管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）上の道路のほか、地方公共団体が管理する農道や林道、河川管理用道路等のうち一般交通の用に供するものをいう。
- (3) 復旧工事 新たに実施する原形復旧の工事をいう。
- (4) 遡及措置 既に完了した、又は実施中の原形復旧、応急復旧の工事をいう。
- (5) 生活道路 主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。

(対象となる私道被害)

第3条 事業の対象となる私道被害は、令和6年能登半島地震に起因するものとする。

(事業の認定)

第4条 市長は、次に掲げる私道の関係者（以下「私道の関係者」という。）の中から選任された代表者（以下「申請代表者」という。）に対し、予算の範囲内において事業を認定することができる。

- (1) 復旧する私道の敷地の所有者又は地上権者
- (2) 復旧する私道に隣接する土地の所有者
- (3) 復旧する私道に隣接する土地に存する家屋の所有者又は居住者

(復旧工事等の施工者等)

第5条 被災した私道の早期の復旧と被災者の負担軽減を図るため、第2条第3号に該当する復旧工事を行う者は、災害時における応急対策に関する応援協定(平成19年6月21日締結)に基づき応援要請を行った一般社団法人新潟市道路保全協会(以下「施工者」という。)とする。

2 申請代表者は、第2条第3号に該当する復旧工事を、施工者に委任するものとする。

3 第2条第4号に該当する遡及措置を行う者は、申請代表者又は申請代表者が委託した工事業者とする。

(事業の対象となる工事)

第6条 事業の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、第3条に規定する私道被害に係る工事であり、かつ、第2条第3号又は第4号に該当する工事(工事に関する調査及び設計を含む。)であって、次に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 一般交通の用に供されている生活道路であること。
- (2) 公道(国道、県道、市道)に接続する道路であること。
- (3) 幅員が1.8メートル以上の道路であること。
- (4) 住民等により維持管理している道路であること。
- (5) 被災前の機能が失われ日常生活に支障が生じている道路であること。
- (6) 住宅・店舗の出入りに利用している道路であること。(農地や駐車場のみに接続する道路は対象外とする。)

(交付額)

第7条 私道災害復旧支援事業補助金の交付額は、事業の対象となる工事費の10分の10とする。

ただし、事業の対象となる工事費が、次の各号に掲げる交付上限額を超えた場合は、当該の交付上限額を交付額とする。

- (1) 第2条第3号に該当する復旧工事

交付上限額は、次に掲げる工事延長1メートルあたりの上限単価に工事延長を乗じて得た額とする。ただし、小規模工事の特例として、工事延長が短く、交付上限額が30万円に満たない場合は、30万円を限度として、事業の対象となる工事費を交付上限額とする。

- ア 幅員4メートル以下の車道部 9万円/メートル
- イ 幅員4メートルを超え6m以下の車道部 10万円/メートル
- ウ 幅員6メートルを超える車道部 11万円/メートル
- エ 幅員2メートル以下の歩道部 4万円/メートル
- オ 幅員2メートルを超える歩道部 5万円/メートル

(2) 第2条第4号に該当する遡及措置

ア 原形復旧の工事の交付上限額は、上記(1)の交付上限額と同額とする。

イ 応急復旧の工事の交付上限額は、次のとおりとする。

申請代表者が実施した工事 5万円

申請代表者が工事業者に委託し、実施した工事 30万円

2 前項の交付額を超える工事の費用及び対象外の工事の費用は、申請代表者又は私道の関係者の負担とする。

(事業認定申請)

第8条 申請代表者が事業の認定を申請するときは、私道災害復旧支援事業実施申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

ただし、第2条第3号に該当する復旧工事について申請をするときは、原則として、復旧する私道の敷地の所有者又は地上権者の同意を得るものとする。

なお、次に該当する場合は、私道の関係者が単独で申請できるものとする。

(1) 共同所有型私道

民法(明治29年法律第89号)第252条第5項の保存行為に該当する場合

(2) 相互持合型私道

民法第280条の地役権の行使に該当する場合

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、原則として、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第3号に該当する復旧工事
 - ア 承諾書兼誓約書（様式第2号）
 - イ 委任状（様式第3号）
 - ウ 写真等、被害状況がわかるもの
- (2) 第2条第4号に該当する遡及措置
 - ア 被害状況や復旧状況がわかる写真等
 - イ 工事完了証明書類（振込み通帳、領収書、レシート等の写し）

（事業の認定又は不認定の決定）

第9条 市長は、事業の認定の申請があったときは、速やかに当該申請にかかる書類の審査及び第5項の規定により施工者が提出した書類の審査により、事業を認定するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、申請代表者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、事業の不認定の決定をすることができる。

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の規定により、 第2条第3号に該当する事業を認定したときはその認定の内容（認定の条件を付したときはその認定の内容及び条件）を、認定しなかったときはその旨を速やかに私道災害復旧支援事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により申請代表者及び施工者に通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の規定により、事業を認定したときはその認定の内容（認定の条件を付したときはその認定の内容及び条件）を、認定しなかったときはその旨を速やかに私道災害復旧支援事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により申請代表者及び施工者（第2条第3号に該当する復旧工事に限る。）に通知するものとする。</p>

<p>3 市長は、第1項の規定により、 第2条第4号に該当する事業を認定し、 私道災害復旧支援事業補助金の交付額を確定したときはその内容を、 認定しなかったときにはその旨を速やかに 私道災害復旧支援事業認定及び補助金確定（不認定）通知書 （様式第4号の2）により申請代表者に通知するものとする。</p>	<p>なし</p>
<p>4 市長は、第1項の規定により事業を認定する場合において、当該事業の 目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付 すことができる。</p> <p>5 第1項に規定する審査にあたり、第2条第3号に該当する復旧工事につ いて、市長は、申請代表者と施工者に対し、現地確認を求めるものとし る。</p> <p>6 施工者は、前項の規定により現地確認の立会いを申請代表者と行い、設 計図、見積書等を作成し、市長へ提出するものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定により事業を認定する場合において、当該事業の 目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付 すことができる。</p> <p>4 第1項に規定する審査にあたり、第2条第3号に該当する復旧工事につ いて、市長は、申請代表者と施工者に対し、現地確認を求めるものとし る。</p> <p>6 施工者は、前項の規定により現地確認の立会いを申請代表者と行い、設 計図、見積書等を作成し、市長へ提出するものとする。</p>

（工事着工）

第10条 施工者は、対象工事（第2条第3号に該当する復旧工事に限る。この条から第14条までにおいて同じ。）に着工したときは、私道災害復旧支援事業着工届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、施工者に対し対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

(対象工事の内容変更等)

第12条 申請代表者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長に私道災害復旧支援事業中止（計画変更）承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、私道災害復旧支援事業中止（計画変更）承認（不承認）通知書（様式第7号）により申請代表者に通知するものとする。

3 第1項の規定により工事の内容を変更するときは、施工者は、申請代表者と現地確認の立会いを行い、設計図、見積書等を作成し、市長へ提出するものとする。

(対象工事の完了)

第13条 施工者は、申請者代表者と現地確認の立会いを行い、第9条の規定により認定した対象工事が完了したことを確認しなければならない。

2 施工者は、前項の確認を行ったうえで、速やかに私道災害復旧支援事業完了届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

改正後	改正前
第14条 市長は、対象工事の完了届の提出があったときは、速やかに完了検査を行い、対象工事が設計図書（第9条第6項の規定により提出した書類を含む。次項及び第3項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査しなければならない。	第14条 市長は、対象工事の完了届の提出があったときは、速やかに完了検査を行い、対象工事が設計図書（第9条第5項の規定により提出した書類を含む。次項及び第3項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査しなければならない。

2 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していると認める場合は、私道災害復旧支援事業補助金の交付額を確定の上、私道災害復旧支援事業補助金確定通知書（様式第9号）（以下「補助金確定通知」という。）を申請代表者及び施工者に通知するものとする。

- 3 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認める場合は、施工者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うものとする。
- 4 前項の指示があった場合、施工者は当該指示に従って速やかに変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならない。
- 5 前項の規定による再審査については、第1項から第3項までの規定を準用する。

(補助金の交付)

第15条 第2条第3号に該当する復旧工事について補助金確定通知を受けた施工者は、補助金確定通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に私道災害復旧支援事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<p>2 第2条第4号に該当する遡及措置の工事について 第9条第3項の規定により、 私道災害復旧支援事業補助金の交付額の確定を受けた申請代表者は、 その通知を 受けた日の翌日から起算して30日以内に 私道災害復旧支援事業補助金請求書(様式第10号)を 市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 第2条第4号に該当する遡及措置の工事について 第9条第2項の規定により、 事業の認定を受けた申請代表者は、 私道災害復旧支援事業認定通知書(様式第4号)を 受けた日の翌日から起算して30日以内に 私道災害復旧支援事業補助金請求書(様式第10号)を 市長に提出しなければならない。</p>

- 3 市長は、前2項に規定する請求書の提出があった場合はその内容を確認し、これが適正であると認められるときは、施工者又は申請代表者に私道災害復旧支援事業補助金を交付するものとする。

(事業の認定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、事業の認定を取り消すことができる。

改正後	改正前
<p>(1) 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、私道災害復旧支援事業の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 第9条第4項の規定により認定に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 新潟市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。</p> <p>(5) その他、事業の認定又は私道災害復旧支援事業補助金の交付後に対象工事でないことが判明したとき。</p>	<p>(1) 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、私道災害復旧支援事業の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 第9条第3項の規定により認定に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 新潟市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。</p> <p>(5) その他、事業の認定又は私道災害復旧支援事業補助金の交付後に対象工事でないことが判明したとき。</p>

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、私道災害復旧支援事業認定取消通知書(様式第11号)により申請代表者及び施工者(第2項第3号に該当する復旧工事に限る。)に通知するものとする。この場合において、既に私道災害復旧支援事業補助金が交付されているときは、私道災害復旧支援事業補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(賠償責任)

第17条 新潟市は、事業における対象工事により申請代表者及び第三者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

(維持管理)

第18条 この要綱による私道災害復旧支援事業補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、引き続き、土地所有者等において行うものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、私道災害復旧支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

改正後	改正前
<p>附 則 この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年2月27日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</p>